

# 公開買付説明書の訂正事項分

## (第3回)

2026年1月

**C S R I 5号株式会社**

(対象者：トーアイン株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

|               |   |
|---------------|---|
| 【届出者の氏名又は名称】  | C S R I 5 号株式会社   |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号 新大手町ビル  |
| 【最寄りの連絡場所】    | 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号 新大手町ビル  |
| 【電話番号】        | (03) 5579-9088  |
| 【事務連絡者氏名】     | 代表取締役 前田 拓  |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 該当事項はありません。   |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。   |
| 【最寄りの連絡場所】    | 該当事項はありません。   |
| 【電話番号】        | 該当事項はありません。   |
| 【事務連絡者氏名】     | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】    | C S R I 5 号株式会社<br>(東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号 新大手町ビル)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、C S R I 5 号株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ト一イン株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年12月23日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年12月26日付及び2026年1月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、(i)対象者の取引先持株会であるトイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で2025年12月22日付で締結した応募契約における、トイン共栄会が本公開買付けに応募するための条件が、2026年1月22日時点で充足された旨の連絡を同日に受けたことにより、トイン共栄会が応募契約に基づきその所有する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全てを応募する見込みとなったこと、及び(ii)公開買付者が、2026年1月23日付で、新生紙パルプ商事株式会社（所有株式数28,600株、所有割合：0.57%、トイン共栄会を通じた所有株式数：17,658株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.35%）との間で、新生紙パルプ商事株式会社が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (6) 公開買付けに係る重要な合意

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 3【買付け等の目的】

(1) 本公司買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、本公司買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトーアイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、対象者の従業員持株会であるトーアイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といい、また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、トーアイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーアイン共栄会）」といい、トーアイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トーアイン従業員持株会）」といい、山科家応募合意株主、トーアイン共栄会及びトーアイン従業員持株会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,359,330株、所有割合の合計：66.74%）を本公司買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められております。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。なお、上記のとおり、2026年1月15日時点における本応募合意株主の所有する対象者株式の合計数は3,359,330株（所有割合：66.74%）であり、かかる合計数は、本公司買付けにおける買付予定数の下限（3,355,500株）を上回っております。

また、本応募合意株主のうち、トーアイン共栄会の会員でもある株主は、トーアイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公司買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーアイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーアイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーアイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーアイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公司買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トーアイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキヨ（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、シーダム株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：11,812株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.23%）、王子ホールディングス株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：231株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、及び、王子マテリア株式会社（トーアイン共栄会を通じた所有株式数：5,669株、トーアイン共栄会を通じた所有割合：0.11%）です。各株主のトーアイン共栄会を

通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

| No.           | 氏名又は名称              | 所有株式数（株）  | 所有割合（%） |
|---------------|---------------------|-----------|---------|
| 山科家応募合意株主     |                     |           |         |
| 1             | 山科 統氏               | 1,010,417 | 20.07   |
| 2             | 山科 進太郎氏             | 127,000   | 2.52    |
| 3             | 山科 実桜氏              | 127,000   | 2.52    |
| 4             | 古川 知子氏              | 66,000    | 1.31    |
| 5             | 山科 智氏               | 24,000    | 0.48    |
| 小計（山科家応募合意株主） |                     | 1,354,417 | 26.91   |
| その他株主         |                     |           |         |
| 6             | artience株式会社        | 197,000   | 3.91    |
| 7             | 株式会社バンダイナムコホールディングス | 182,500   | 3.63    |
| 8             | 三井住友信託銀行株式会社        | 170,000   | 3.38    |
| 9             | 株式会社トッキヨ            | 112,400   | 2.23    |
| 10            | 株式会社小森コーポレーション      | 109,800   | 2.18    |
| 11            | ツジカワ株式会社            | 89,600    | 1.78    |
| 12            | 株式会社日金              | 86,100    | 1.71    |
| 13            | 株式会社文昌堂             | 50,000    | 0.99    |
| 14            | 株式会社村田金箔            | 47,400    | 0.94    |
| 15            | 株式会社三菱UFJ銀行         | 44,000    | 0.87    |
| 16            | 株式会社シロキホールディングス     | 37,200    | 0.74    |
| 17            | シーダム株式会社            | 35,000    | 0.70    |
| 18            | 王子ホールディングス株式会社      | 33,000    | 0.66    |
| 19            | 日本紙パルプ商事株式会社        | 32,200    | 0.64    |
| 20            | 有限会社誠和運輸            | 31,400    | 0.62    |
| 21            | 森雄吾氏                | 23,900    | 0.47    |
| 22            | 王子マテリア株式会社          | —         | —       |
| 小計（その他株主）     |                     | 1,281,500 | 25.46   |
| ト一イン共栄会       |                     |           |         |
| 23            | ト一イン共栄会             | 587,700   | 11.68   |
| ト一イン従業員持株会    |                     |           |         |
| 24            | ト一イン従業員持株会          | 135,713   | 2.70    |
| 合計            |                     | 3,359,330 | 66.74   |

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数（1,344,253株）を控除した株式数（5,033,247株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

(注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トイン共栄会の会員であるため、トイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の筆頭株主である山科統氏（以下「山科氏」といいます。）（所有株式数1,010,417株、所有割合（注3）：20.07%）、山科進太郎氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、山科実桜氏（所有株式数127,000株、所有割合：2.52%）、古川知子氏（所有株式数66,000株、所有割合：1.31%）及び山科智氏（所有株式数24,000株、所有割合：0.48%）、対象者の取引先持株会であるトイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）、対象者の従業員持株会であるトイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、新生紙パルプ商事株式会社（所有株式数28,600株、所有割合：0.57%）、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）並びに王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%（注4））（以下、山科氏並びに山科氏の親族である山科進太郎氏、山科実桜氏、古川知子氏及び山科智氏を総称して「山科家応募合意株主」といいます。また、山科家応募合意株主を含むこれらの株主を総称して「本応募合意株主」といいます。）との間で、応募契約（以下、山科家応募合意株主との間で締結される応募契約を「本応募契約（山科家応募合意株主）」といい、トイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トイン共栄会）」といい、トイン従業員持株会（所有株式数135,713株、所有割合：2.70%）との間で締結される応募契約を「本応募契約（トイン従業員持株会）」といい、山科家応募合意株主、トイン共栄会及びトイン従業員持株会を除く株主（以下「その他株主」といいます。）との間で締結される応募契約を「本応募契約（その他株主）」といい、これらを全て併せて「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、各々が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：3,387,930株、所有割合の合計：67.31%）を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております（ただし、一部の本応募合意株主との間においては、その契約上、一定の場合にかかる義務が免除される旨が定められています。詳細は、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。）。なお、上記のとおり、2026年1月23日時点における本応募合意株主の所有する対象者株式の合計数は3,387,930株（所有割合：67.31%）であり、かかる合計数は、本公開買付けにおける買付予定数の下限（3,355,500株）を上回っております。

また、本応募合意株主のうち、トイン共栄会の会員でもある株主は、トイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、本応募合意株主のうち、トイン共栄会の会員でもある株主は、artience株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数：14,192株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、株式会社トッキヨ（トイン共栄会を通じた所有株式数：36,881株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.73%）、株式会社小森コーポレーション（トイン共栄会を通じた所有株式数：14,162株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.28%）、ツジカワ株式会社（トイン共栄会を通じた所有株式数：15,623株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.31%）、株式会社文昌堂（トイン共栄会を通じた所有株式数：28,036株、トイン共栄会を通じた所有割合：0.56%）、株式会社村田金箔（トイン共栄会を通じた所有株式数：14,119株、トイン共栄会を通じた所有

割合：0.28%）、株式会社シロキホールディングス（トーイン共栄会を通じた所有株式数：19,543株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.39%）、シーダム株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：11,812株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.23%）、王子ホールディングス株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：31,346株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.62%）、日本紙パルプ商事株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：231株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.00%）、有限会社誠和運輸（トーイン共栄会を通じた所有株式数：18,876株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.38%）、新生紙パルプ商事株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：17,658株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.35%）、及び、王子マテリア株式会社（トーイン共栄会を通じた所有株式数：5,669株、トーイン共栄会を通じた所有割合：0.11%）です。各株主のトーイン共栄会を通じた所有株式数は、公開買付者が対象者から共有を受けた2025年3月31日時点における情報をもとに記載しております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

上記、各本応募合意株主の概要については、下表をご参照ください。

| No.           | 氏名又は名称              | 所有株式数（株）  | 所有割合（%） |
|---------------|---------------------|-----------|---------|
| 山科家応募合意株主     |                     |           |         |
| 1             | 山科 統氏               | 1,010,417 | 20.07   |
| 2             | 山科 進太郎氏             | 127,000   | 2.52    |
| 3             | 山科 実桜氏              | 127,000   | 2.52    |
| 4             | 古川 知子氏              | 66,000    | 1.31    |
| 5             | 山科 智氏               | 24,000    | 0.48    |
| 小計（山科家応募合意株主） |                     | 1,354,417 | 26.91   |
| その他株主         |                     |           |         |
| 6             | artience株式会社        | 197,000   | 3.91    |
| 7             | 株式会社バンダイナムコホールディングス | 182,500   | 3.63    |
| 8             | 三井住友信託銀行株式会社        | 170,000   | 3.38    |
| 9             | 株式会社トッキヨ            | 112,400   | 2.23    |
| 10            | 株式会社小森コーポレーション      | 109,800   | 2.18    |
| 11            | ツジカワ株式会社            | 89,600    | 1.78    |
| 12            | 株式会社日金              | 86,100    | 1.71    |
| 13            | 株式会社文昌堂             | 50,000    | 0.99    |
| 14            | 株式会社村田金箔            | 47,400    | 0.94    |
| 15            | 株式会社三菱UFJ銀行         | 44,000    | 0.87    |
| 16            | 株式会社シロキホールディングス     | 37,200    | 0.74    |
| 17            | シーダム株式会社            | 35,000    | 0.70    |
| 18            | 王子ホールディングス株式会社      | 33,000    | 0.66    |
| 19            | 日本紙パルプ商事株式会社        | 32,200    | 0.64    |
| 20            | 有限会社誠和運輸            | 31,400    | 0.62    |
| 21            | 新生紙パルプ商事株式会社        | 28,600    | 0.57    |
| 22            | 森雄吾氏                | 23,900    | 0.47    |
| 23            | 王子マテリア株式会社          | —         | —       |
| 小計（その他株主）     |                     | 1,310,100 | 26.03   |
| ト一イン共栄会       |                     |           |         |
| 24            | ト一イン共栄会             | 587,700   | 11.68   |
| ト一イン従業員持株会    |                     |           |         |
| 25            | ト一イン従業員持株会          | 135,713   | 2.70    |
| 合計            |                     | 3,387,930 | 67.31   |

(注3) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月14日に提出した「第78期半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数6,377,500株から、同日現在対象者が所有する自己株式数（1,344,253株）を控除した株式数（5,033,247株）に対する割合（小数点以

下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。

- (注4) 王子マテリア株式会社は、対象者株式を直接保有しておりませんが、トーイン共栄会の会員であるため、トーイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

<後略>

(6) 公開買付けに係る重要な合意

(訂正前)

<前略>

② 本応募契約（トーイン共栄会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トーイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で、トーイン共栄会の会員全員（ただし、契約締結後、トーイン共栄会による本公開買付けへの応募前に、トーイン共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トーイン共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトーイン共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トーイン共栄会が所有する対象者株式（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。本応募契約（トーイン共栄会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

(i) トーイン共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付と実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。

(ii) トーイン共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トーイン共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーイン共栄会に供与される利益は存在しません。

<中略>

#### ④ 本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに、王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%）との間で、各々が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）との間で、森雄吾氏が所有する対象者株式（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

そして、本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月15日付で、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）との間で、シーダム株式会社が所有する対象者株式（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

これにより、応募契約を締結したその他株主の所有株式数の合計は1,281,500株、所有割合の合計は25.46%となっております。

このうち、artience株式会社、株式会社小森コーポレーション、ツジカワ株式会社、株式会社トッキヨ、株式会社文昌堂、シーダム株式会社、王子ホールディングス株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、株式会社村田金箔、株式会社シロキホールディングス、有限会社誠和運輸及び王子マテリア株式会社との間の各応募契約においては、トーアイン共栄会の会員でもある各応募株主は、トーアイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーアイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーアイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーアイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーアイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨の規定があります。

＜後略＞

<前略>

② 本応募契約（トーイン共栄会）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、トーイン共栄会（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）との間で、トーイン共栄会の会員全員（ただし、契約締結後、トーイン共栄会による本公開買付けへの応募前に、トーイン共栄会の規約に従って同会から退会した会員は除きます。）から、トーイン共栄会として本公開買付けへ応募することについて同意を得られること、及び、本公開買付けに応募するために必要なトーイン共栄会の規約変更手続が履践されていることを条件として、トーイン共栄会が所有する対象者株式（所有株式数587,700株、所有割合：11.68%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。なお、公開買付者は、トーイン共栄会から、2026年1月22日、トーイン共栄会が、同日付で、トーイン共栄会の会員全員から、トーイン共栄会として本公開買付けへ応募すること及び本公開買付けに応募するために必要なトーイン共栄会の規約変更手続きを実施することについて同意を得たため、本応募契約（トーイン共栄会）における本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を受けております。本応募契約（トーイン共栄会）のその他の主要な条項の概要は、以下のとおりです。

- (i) トーイン共栄会は、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付と実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議する。
- (ii) トーイン共栄会は、本公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として決済の開始日後に対象者の株主総会が開催されるときには、当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、包括的な代理権を授与、又は公開買付者の指示に従った議決権行使を行うものとする。

なお、公開買付者は、トーイン共栄会との間で当該契約以外に合意をしておらず、本公開買付けに応募することによって得られる金銭以外に、公開買付者からトーイン共栄会に供与される利益は存在しません。

<中略>

#### ④ 本応募契約（その他株主）

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月22日付で、artience株式会社（所有株式数197,000株、所有割合：3.91%）、株式会社バンダイナムコホールディングス（所有株式数182,500株、所有割合：3.63%）、三井住友信託銀行株式会社（所有株式数170,000株、所有割合：3.38%）、株式会社トッキヨ（所有株式数112,400株、所有割合：2.23%）、株式会社小森コーポレーション（所有株式数109,800株、所有割合：2.18%）、ツジカワ株式会社（所有株式数89,600株、所有割合：1.78%）、株式会社日金（所有株式数86,100株、所有割合：1.71%）、株式会社文昌堂（所有株式数50,000株、所有割合：0.99%）、株式会社村田金箔（所有株式数47,400株、所有割合：0.94%）、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数44,000株、所有割合：0.87%）、株式会社シロキホールディングス（所有株式数37,200株、所有割合：0.74%）、王子ホールディングス株式会社（所有株式数33,000株、所有割合：0.66%）、日本紙パルプ商事株式会社（所有株式数32,200株、所有割合：0.64%）、有限会社誠和運輸（所有株式数31,400株、所有割合：0.62%）、並びに、王子マテリア株式会社（所有株式数0株、所有割合：0.00%）との間で、各々が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

また、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月26日付で、森雄吾氏（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）との間で、森雄吾氏が所有する対象者株式（所有株式数23,900株、所有割合：0.47%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

そして、本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月15日付で、シーダム株式会社（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）との間で、シーダム株式会社が所有する対象者株式（所有株式数35,000株、所有割合：0.70%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

さらに、本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年1月23日付で、新生紙パルプ商事株式会社（所有株式数28,600株、所有割合：0.57%）との間で、新生紙パルプ商事株式会社が所有する対象者株式（所有株式数28,600株、所有割合：0.57%）の全てを本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨を合意しております。

これにより、応募契約を締結したその他株主の所有株式数の合計は1,310,100株、所有割合の合計は26.03%となっております。

このうち、artience株式会社、株式会社小森コーポレーション、ツジカワ株式会社、株式会社トッキヨ、株式会社文昌堂、シーダム株式会社、王子ホールディングス株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、株式会社村田金箔、株式会社シロキホールディングス、有限会社誠和運輸、新生紙パルプ商事株式会社及び王子マテリア株式会社との間の各応募契約においては、トーアイン共栄会の会員でもある各応募株主は、トーアイン共栄会が保有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することに異議なく同意するとともに、トーアイン共栄会が当該応募を行うために必要な手続（トーアイン共栄会の規約変更手続を含みます。）が適法かつ有効に履践されるための行為を行う旨、並びに、トーアイン共栄会が当該応募に必要となる手続を完了できない場合には、トーアイン共栄会を退会の上、その持分に従った対象者株式の返還を受け、返還を受けた対象者株式を本公開買付けに応募するものとし、応募後はこれを撤回しない旨の規定があります。

<後略>